

土地改良施設維持管理適正化事業 <公共>

令和8年度予算額 5,041百万円 (前年度 4,673百万円)

<対策のポイント>

農業水利施設の簡易な整備補修や防災減災等のための緊急性の高い施設整備を推進します。

<事業目標>

- 農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（10割 [令和11年度まで]）
- 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（21万ha [令和11年度まで]）

<事業の内容>

1. 整備補修事業

- ① 施設の機能保持、耐用年数の確保のため必要となる整備補修(原動機等のオーバーホール、用排水路の整備補修)
- ② 地域の農業水利施設等の保全に取り組むための水土里ビジョンに位置付ける施設の整備補修

2. 施設改善対策事業

水田地域に高収益作物を導入し、産地形成を図るために必要な整備補修

3. 安全管理施設整備対策事業

農業水利施設への転落事故を防止するための安全管理施設の整備

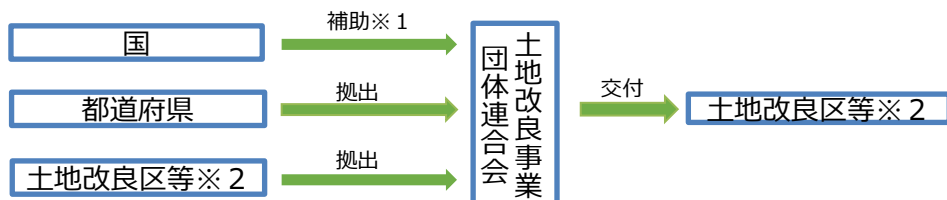
4. 緊急整備補修

予測し得ない事故等により緊急に必要となる整備補修

5. 防災減災機能等強化事業

防災・減災対策、施設管理の省エネ化・再エネ利用や省力化のための施設整備 (ため池や排水機場等の整備、高効率モータへの更新、遠隔制御機器の導入等)

<事業の流れ>

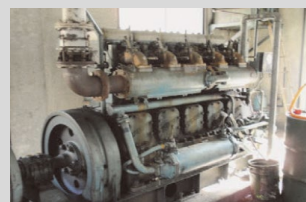


※1 1の①及び2～4は30%、1の②は40%、5は50%。
1の②及び5については、財政融資資金を活用して実施。

※2 土地改良施設を管理している土地改良区、土地改良区連合、市町村、一部事務組合、農業協同組合、認可地縁団体及び一般社団法人をいう。

<事業イメージ>

整備補修事業



施工前



原動機の分解補修、塗装



施工後

整備補修事業（水土里ビジョンに位置付ける施設の整備補修）



地域関係者との協議により
水土里ビジョンに位置付け



施工前



水門の整備

施工後

防災減災機能等強化事業 防災・減災機能の強化



ため池護岸の整備

施設管理の省エネ化



高効率型モータへの更新

施設管理の省力化



監視装置の設置

[お問い合わせ先] 農村振興局土地改良企画課 (03-3502-6006)

土地改良施設維持管理適正化事業の内容

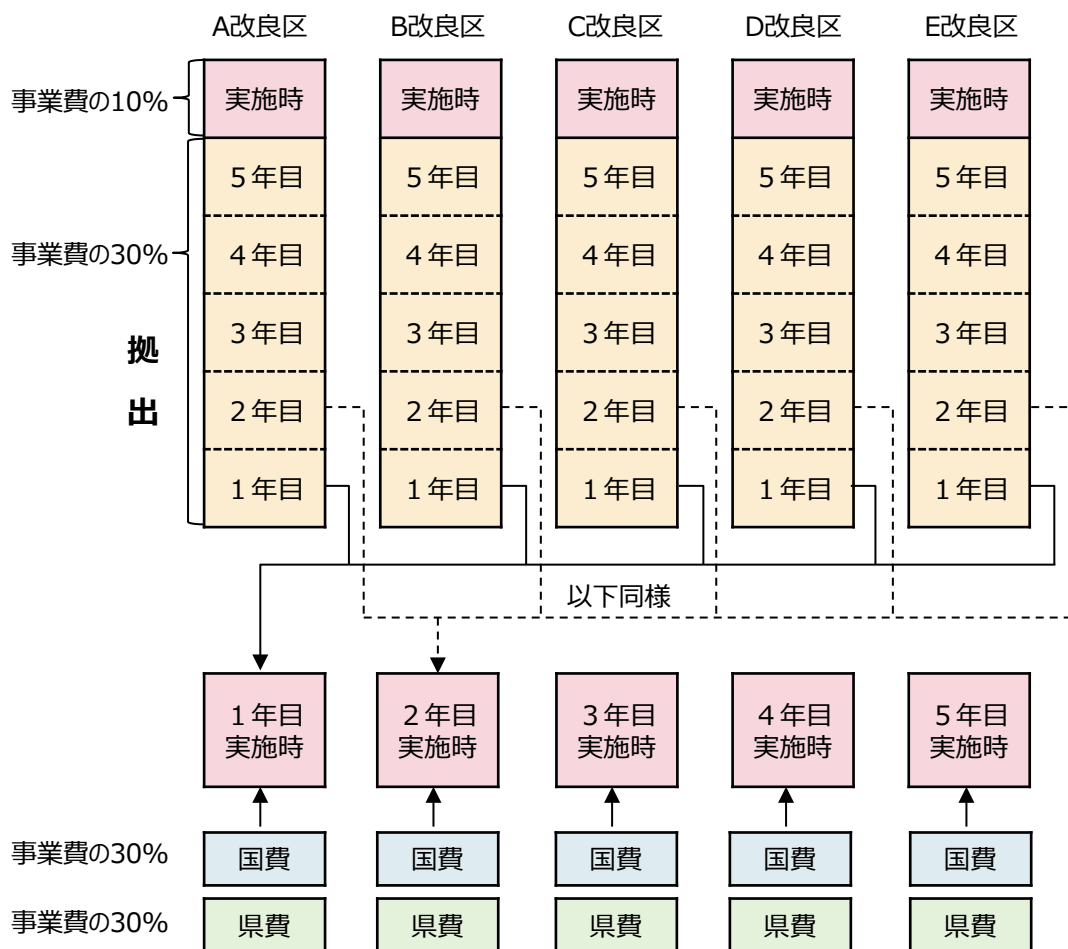
- 土地改良施設の機能保持のため、定期的に行う必要のあるポンプのオーバーホール、ゲートの塗装、用排水路の補修、その他の整備補修を実施（整備補修事業（一般型））
- 連携管理保全計画（通称「水土里ビジョン」）に位置付ける施設の機能保持、耐用年数の確保のため必要となる整備補修を実施（整備補修事業（連携管理保全型））
- 財政融資資金を活用し、防災・減災機能の強化、施設管理の省エネ化・再エネ利用及び省力化を図るために必要な施設の整備を実施（防災減災機能等強化事業）

区分	整備補修事業（一般型） （昭和52年～）	整備補修事業（連携管理保全型） （令和7年度～）	防災減災機能等強化事業 （令和4年度～）
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 施設の機能保持、耐用年数の確保のため必要となる整備補修（原動機等のオーバーホール、用排水路等の整備補修） 		<ul style="list-style-type: none"> 防災・減災（ため池、排水施設等の整備、用水施設の豪雨対策（堆積土砂の撤去）等） 省エネ化・再エネ利用（用排水機、小水力発電施設等の整備） 省力化（遠隔監視・制御機器等の整備）
事業費	<ul style="list-style-type: none"> 200万円以上 	<ul style="list-style-type: none"> 100万円以上 	<ul style="list-style-type: none"> 100万円以上
事業実施主体	<ul style="list-style-type: none"> 土地改良区、土地改良区連合（地区面積300ha以上等） 市町村、一部事務組合、JA 	<ul style="list-style-type: none"> 土地改良区、土地改良区連合 	<ul style="list-style-type: none"> 土地改良区、土地改良区連合 市町村、一部事務組合、JA、認可地縁団体、一般社団法人
資金造成（全土連）	<ul style="list-style-type: none"> 国庫補助金と地方拠出金で造成（5年1期） 	<ul style="list-style-type: none"> 国庫補助金と財政融資資金※で1年目に造成 財政融資資金を地方拠出金で償還 ※1年目の事業費に占める地方負担相当額を全土連が借り入れ 	
国庫補助率	<ul style="list-style-type: none"> 事業費の30% 	<ul style="list-style-type: none"> 事業費の40% 	<ul style="list-style-type: none"> 事業費の50%
加入者等負担率	<ul style="list-style-type: none"> 土地改良区等40%（うち実施年度に10%上乘せ） 都道府県30%（標準） 	<ul style="list-style-type: none"> 土地改良区等30% 都道府県30%（標準） 	<ul style="list-style-type: none"> 土地改良区等30% 都道府県20%（標準）
事業の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> 5年1期の頼母子講 事業は5年間のいずれかの年度に実施 	<ul style="list-style-type: none"> 単独施設で事業へ加入 事業は任意の年度に実施（基本的には加入初年度に実施） 土地改良区等負担額は5年均等で拠出 	

【参考】適正化事業の資金造成及び交付の概要

通常の整備補修事業等（相互扶助による資金造成）

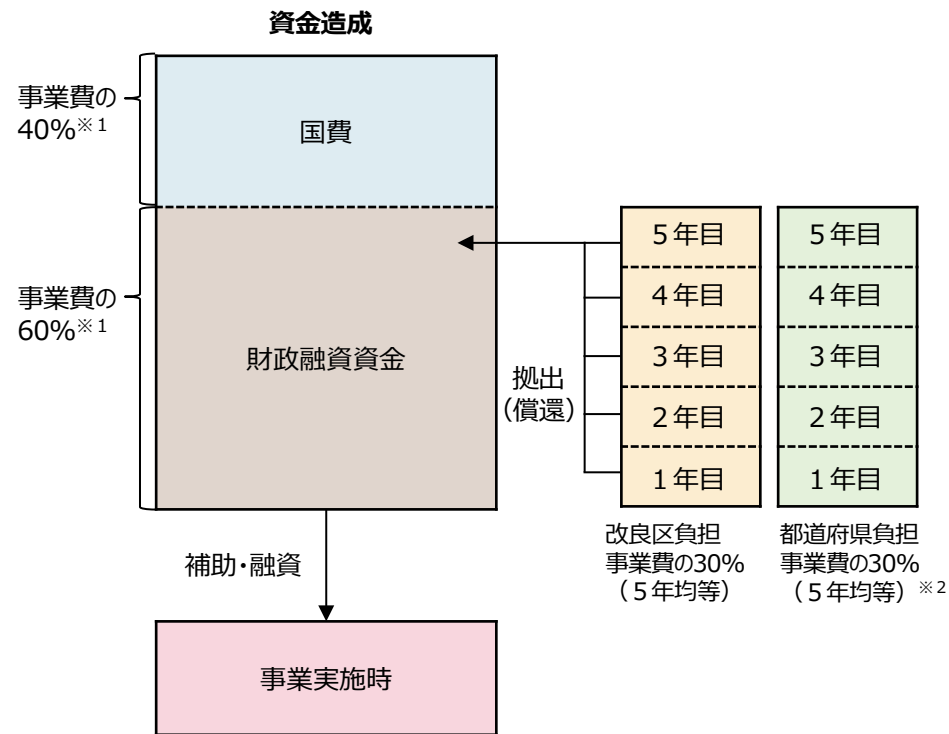
（例）5土地改良区が1つの相互扶助（頼母子講）のグループを形成した場合



以降、2年目はB土地改良区、3年目はC土地改良区という形で、
順次事業を実施

（各土地改良区は実施年度を待つ必要）

整備補修事業（連携管理保全型）、防災減災機能等強化事業



**毎年度一定の負担金を拠出することで、
任意の時期（原則1年目）に事業を実施
（実施年度を待つことなく必要な整備を早期に実施可能）**

※1 防災減災機能等強化事業は国費50%、財政融資50%。

※2 防災減災機能等強化事業は20%。